

一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け 申込説明書

【申込方法：提出書類は、申込時に再度、確認してください。】

1 提出書類

- (1) 貸付申込書
- (2) 借入状況等申告書
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書
- (4) 貸付借用証書

※ 貸付種別ごとに必要な添付書類(申込説明書 P.3 1 貸付種別・貸付限度額及び添付書類を参照)

2 提出方法

交換便又は郵便 (締切日に間に合うように送付してください。)

持参されてもその場での審査は行いません。

3 受付スケジュール

受付回	受付期間			貸付決定通知	貸付日
第1回	R3.3.11	～	R3.4.9	R3.5.7	5月13日
第2回	R3.4.12	～	R3.5.7	R3.6.3	6月10日
第3回	R3.5.11	～	R3.6.10	R3.7.5	7月12日
第4回	R3.6.11	～	R3.7.9	R3.8.4	8月10日
第5回	R3.7.12	～	R3.8.10	R3.9.3	9月10日
第6回	R3.8.11	～	R3.9.10	R3.10.5	10月11日
第7回	R3.9.13	～	R3.10.8	R3.11.4	11月10日
第8回	R3.10.11	～	R3.11.10	R3.12.3	12月10日
第9回	R3.11.11	～	R3.12.10	R4.1.6	1月11日
第10回	R3.12.10	～	R4.1.7	R4.2.3	2月10日
第11回	R4.1.11	～	R4.2.10	R4.3.3	3月10日
第12回	R4.2.14	～	R4.3.10	R4.4.5	4月11日

○申込締切

毎月10日(土、日及び祝日の場合はその前日)必着

○貸付決定日及び通知

交換便により所属に送付します。

○貸付日(貸付金の送金日)

指定金融機関コード、支店コード及び口座番号に誤りがあると再送金処理となり、日数がかかりますのでご注意ください。

個人情報保護のため組合員以外の方からの問合せには応じておりません。
貸付けの内容については、組合員が直接貸付担当へ問い合わせてください。

公立学校共済組合東京支部

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 14 階南側

教育庁福利厚生部給付貸付課貸付担当

TEL (都庁代表) 03-5321-1111 (内線) 53-664～5

TEL (直通) 03-5320-6823 FAX 03-5388-1732

令和3(2021)年度版

目次

貸付申込みについて

1	貸付種別・貸付限度額及び添付書類	3
2	貸付時の注意事項	4
3	申込資格	4
4	借換え(同一種別の貸付け)	5
5	借入状況等申告書	5
6	利率と利息	5
7	貸付保険	6
8	団体信用生命保険制度(教育貸付のみ。任意加入。)	6

償還について

9	償還方法	7
10	即時償還となる場合	7
11	償還猶予	7
12	Q&A	8～9

参考：一般・教育・医療・結婚・葬祭貸付けのモデルケース	10
-----------------------------	----

賦金率表(1.32%)	11
-------------	----

提出書類チェックリスト	12
-------------	----

1 貸付種別・貸付限度額及び添付書類

種 別	貸付限度額 償還限度回数	貸付事由	必要な添付書類
一 般 貸付け	200万円 毎月120回 ボーナス20回	組合員（会計年度任用の組合員は除く。）が臨時に資金を必要とする場合（生活費・クレジットカード払いなど借金の返済等は貸付けの対象となりません。） ※一般貸付けは、貸付けを受けてから2年間は借換えができません。	送金額が100万円以上の貸付けは、必要額を確認できる宛名が組合員名義の書類の写し（契約書・注文書・請求書・請求書・日付が1か月以内の領収書等） ※見積書の場合は、注文を確認できる記載があること。
教 育 貸付け (団信制度 適用)	550万円 毎月250回 ボーナス41回	組合員、被扶養者及び被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が、 ○学校教育法に基づく高等学校（中高一貫教育校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、大学（短大・大学院含む。）、専修学校、各種学校に入学又は修学するため、当該年度内の資金を必要とする場合 ○外国の教育機関の場合は、正規の教育課程の修学年限が1年以上である教育機関に3か月以上修学（入学・修学又は受講）するため、当該年度内の資金を必要とする場合 ※上記教育機関在学中に、償還中の民間金融機関の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換資金、（概ね1年以内に必要となる）アパート代等・通学のための交通費（通学定期代等）・引越代等も対象	①入学又は修学の事実を証明することのできる次のいずれかの書類。 ただし、②の書類で修学事実が確認できる場合は①の書類を省略できます。 ア 在学証明書（3か月以内発行）（学生証は不可。） ※入学前に資金を必要とする場合は、合格証明書等の写しでも可。 イ 外国の教育機関の場合 入学（修学・受講）許可証等、教育機関の証明書（日本語の翻訳文を添付）の写し ②必要額及び納付期限日を確認できる書類（振込依頼書・日付が1か月以内の領収書・請求書等）の写し ※定期券は、購入前で提出ができない場合は、通学経路の分かる書類を提出。 ＜教育ローンの借換えの場合＞ 上記①及び②民間金融機関等が発行する教育ローン（カードローンは不可）であることが確認できる残高証明書 ③過去3か月の返済が確認できる書類（通帳の写し等）
災 害 貸付け	200万円 毎月120回 ボーナス20回	組合員又は被扶養者が、地震、水害、火災、盗難等非常災害を受けたため資金を必要とする場合（り災後3か月以内）	り災の事実を証明することのできる官公署等の証明書の写し（災害見舞金の請求書・決定通知書等）
医 療 貸付け	120万円 毎月110回 ボーナス18回	組合員、被扶養者及び被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母（配偶者の父母を含む。）が、現に医療を受けているため資金を必要とする場合	医療費を要する事実を証明することができる書類（医師の診断書等）
結 婚 貸付け	200万円 毎月120回 ボーナス20回	組合員又は子が結婚するため資金（結婚式費用・新婚旅行の旅費等）を必要とする場合 ○結婚式・入籍日等から前後6か月以内であること。（支払済みの場合、支払日から概ね1か月以内であること）	次の①と②の書類が必要です。 ①結婚する事実を証明することのできる書類（結婚式の挙式申込受理書等の写し・戸籍抄本・住民票・婚姻届受理証明書） ②必要額を確認できる書類（契約書・請求書・日付が1か月以内の領収書等）の写し ※見積書の場合は、注文を確認できる記載があること。
葬 祭 貸付け	200万円 毎月120回 ボーナス20回	被扶養者及び被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭のため次の事由で資金を必要とする場合 ○葬祭対象者に係る葬儀 ○葬祭対象者の死亡日から2か月以内に行われる当該葬祭対象者の法事等 ○葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得及び墓石の建立	次の①、②、③の書類が必要です。 ①死亡の事実と組合員との続柄が確認できる書類（死亡診断書の写し等） ②必要額を確認できる宛名が組合員名義の書類（契約書・請求書・日付が1か月以内の領収書等）の写し ③申込事由により次のいずれかの書類 ア 葬儀又は法事の場合 会葬礼状等葬儀を行うこと、法事等を行うことが明らかとなる書類の写し イ 墓地の取得及び墓石の建立の場合 支払日を確認できる書類の写し（生前取得は不可）
特 別 貸付け	200万円 貸付月の翌月から最終任期月までの月数の範囲内	再任用組合員（フルタイム勤務）、会計年度任用の組合員（令和2年4月1日以降任用の期限付任用教員及び臨時的任用教職員で6か月以上組合員期間がある者）が、臨時に資金を必要とする場合。	申込希望者は、特別貸付申込説明書をホームページに掲載しております。 そちらをご確認いただき、給付貸付課貸付担当にお問合せください。

2 貸付時の注意事項

- (1) 一般（※送金（振込）額が100万円以上）・教育・結婚・葬祭貸付けは、必要額及び支払うことが確実に確認できる範囲内で貸付けます（10万円未満は切捨て）。
※ 借換えの場合は未償還元金とボーナス経過利息を差し引いた送金（振込）額が100万円以上の場合
- (2) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、総額規制対象貸付けにより貸付けを行うことができません。未償還元金の総額が700万円以下となるように貸付けを申し込んでください（借換え時の申込みを含む。）。
- (3) クレジット（一括払いも含む。）やローンの支払い、投資に対しては、貸付けできません。
（ただし、在学中において、償還中の民間金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換えに対する、教育貸付けの貸付けは可能。）
- (4) 再任用組合員（フルタイム勤務）、会計年度任用の組合員（令和2年4月1日以降任用の期限付任用教員及び臨時的任用教職員で6か月以上の組合員期間がある者）は、特別貸付けのみ申込みできます。一般貸付等は、利用できませんのでご注意ください。
特別貸付申込書をホームページからダウンロードして申込みをしてください。
- (5) 他共済組合からの借入れがあり徴収嘱託を受けている場合は、貸付けができません。
他共済組合の借入れを当共済組合の同一種別の貸付けに借り換えをした上で、貸付申込みをしてください。
添付書類は、貸付けを受けている共済組合の残高証明書（公立共済貸付の送金月末）を添付してください。他共済への返済のための借換えの場合は、残高証明書に記載された円単位の金額を貸付します。

3 申込資格

- (1) 公立学校共済組合東京支部の組合員で、組合員期間が申込みをする月を含めて引き続いて6か月以上あること。
- (2) 他の共済組合から引き続いて公立学校共済組合の組合員となった場合は、組合員期間を通算する場合と通算できない場合がありますので、給付貸付課貸付担当までお問い合わせください。
- (3) 申込み時点で未成年である組合員への貸付けは、法定代理人の同意書が必要となります。
- (4) 貸付日に在職していること（3月31日退職予定者の申込みは、1月8日受付分までです。）。
- (5) 育児休業中、配偶者同行休業中、病気休職中、大学院修学休業中及び介護休暇中にも貸付けはできますが、休職中の場合は、貸付申込書に休職の理由及び期間を記入してください。
なお、病気による休職の場合の貸付金額の上限は、申込時に退職したと仮定した場合の仮定退職手当の範囲内の金額とします。
また、すでに貸付金を借り受けている場合は、新規貸付金額と未償還元金を合算した金額が仮定退職手当金額を上回らない金額を貸付上限金額とします。

【注意事項】：無給休職・無給休業で給与が支給されない場合は、自宅宛てに振込依頼書を送付しますので、期日までに振込みをしてください。期日までに振込がされない場合は、全額即時償還を求めます。

- (6) 支部長が償還の確実性がないと認められる場合は貸付けできません。
償還の確実性がないと認めるときとは、申込人が次の各号のいずれかに該当する場合です。
 - ア 現に給与の差押えを受けているとき
 - イ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき
 - ウ 過去に貸付保険の適用を受けた者
 - エ 民事再生に関する一連の手続を予定、既に手続を行った場合等
 - オ 破産に関する一連の手続を予定、既に手続を行った場合等
 - カ その他、債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めたとき
 - ケ その他法令、貸付規程に違反したとき又は貸付けが適当と認められない場合

4 借換え(同一種別の貸付け)

既に貸付けを受けている方で新たな貸付事由が生じた場合は、同一種別の貸付けについて全額繰上償還をせずに、貸付けの申込みをすることができます。この制度を「借換え」といいます。

借換え時の貸付申込金額は、貸付限度額の範囲内で必要額に既借受残額を加えた額を10万円未満切捨てた金額となります。送金額は、貸付申込金額から既借受残額を差し引いた額となります。

前回の貸付金は送金時に全額返済し、新たに借換え申込金額全額を借り受けたこととなります。

ただし、一般貸付けの借換えについては、既貸付金を交付した月から起算して2年を経過していないと借換えはできません。

(例)

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{申込額} & \begin{array}{|c|c|} \hline \text{必要額} & \\ \hline 1,200,000\text{円} & \end{array} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|c|} \hline \text{既借受残額(未償還元利金)} & \\ \hline 570,576\text{円} & \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{合計} & \\ \hline 1,770,576\text{円} & \end{array} \Rightarrow \begin{array}{|c|c|} \hline \text{申込金額} & \\ \hline 1,700,000\text{円} & \end{array}$$

(新たに貸付けをする月末の残額) (10万円未満切捨て)

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{送金額} & \begin{array}{|c|c|} \hline \text{申込金額} & \\ \hline 1,700,000\text{円} & \end{array} - \begin{array}{|c|c|} \hline \text{既借受残額(未償還元利金)} & \\ \hline 570,576\text{円} & \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{※送金(振込)額} & \\ \hline 1,129,424\text{円} & \end{array}$$

※借換えによって新たに170万円を借り受けたこととなります。

※一般貸付けの場合、送金(振込)額が100万円を超えない場合は、添付書類は不要です。

5 借入状況等申告書

借入状況等申告書により、年間の償還額の合計が申込人の給料月額（給料明細の左上の手当を含まない給料の欄の額）×4.8倍の額を超えるかどうか確認します。年間の償還額の合計が給料月額の4.8倍を超える場合は、貸付けできません（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）。

また、借入状況等申告書は、組合員が貸付事故等の貸付規程に違反した場合に、当該事実を所属所長へ通知することについての同意も兼ねています。

なお、所属所長へ通知する場合は、以下の項目のとおりです。

- ① 貸付申込み時の添付書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 貸付事故（貸倒れ）が発生した場合。
- ③ 貸付規程に違反した場合。

6 利率と利息

(1) 利率（年利）は変動金利で、平成30年1月に利率が改定されました。

令和3年3月現在の利率は下表のとおりです。

利率の変動があった場合、償還中の方も償還額が変更になります。

☆ 貸付利率等（貸付金保険料一部負担分0.06%含む。）（令和3年3月現在）

貸 付 種 別	利率（年利）
一般・教育・医療 結婚・葬祭・特別	1.32 %
災害	0.99 %

(2) 利息の算定は、貸付日の属する月の翌月の初日から起算し、1月を単位として計算します（1月に満たない場合は、1月として計算します）。ボーナス償還の場合は、貸付日の属する月の翌月から利息を徴することとし、6月又は12月毎の6か月を単位として計算します（6月に満たない場合は、1か月を単位として計算します）。

7 貸付保険(すべての貸付種別に適用され、強制加入となります。)

この制度は、連帯保証人制度に代わるもので、借受人が貸付金を返済できない場合(債務不履行)に、共済組合の貸付金を確保するためのものです。

貸付金保険料の一部(年率0.06%)を借受人が負担し、貸付利率に保険料負担率を上乗せした利率により償還することになります。

借受人が貸付金を返済できない場合は、借受人の債権は保険会社へ移り、借受人は残金を保険会社へ返済することとなります。借受人の貸付金の返済が免除されるものではありません。

8 団体信用生命保険制度(教育貸付のみ。任意加入。)

(1) 概要

①団体信用生命保険(以下「だんしん」という。)

借受人が、貸付金償還期間中に死亡又は高度障害等となった場合、借受人に代わり保険会社が未償還元利金相当額を負担し、当共済組合に支払うものです。

このことにより借受人は残金の返済を免除されます。

加入資格は、教育貸付額が50万円以上の申込者で、かつ申込日現在、健康状態がだんしん加入資格に掲げる告知事項に合致する方です。

②債務返済支援保険(①だんしん加入が加入の条件です。)

借受人が就業障害状態(病気やケガ等により入院又は医師の指示に基づき自宅療養)となったとき、毎回の返済金相当額(平均返済額)を、最長3年間(免責期間30日終了後)借受人に支払うものです。

加入資格は、だんしん加入者で、かつ申込日現在、だんしん及び債務返済支援保険の告知事項に合致する方です。

※ 告知事項については、「団信制度適用申込の手引」を参照してください。

(2) 申込方法

だんしんの加入申込みは、貸付申込みと同時にだんしんの申込書を提出してください。

申込書類は、ホームページには掲載しておりませんので、直接貸付担当に請求してください。

※ 詳細は、団信制度適用申込の手引を参照してください。

(3) その他の注意事項

ア 加入後の脱退は、随時できます。

イ 保険料は、年1回借受人の指定した預金口座から引き落とされます。

ウ 借換えの場合は、借換え前に加入していた保険は継続しませんので、改めて借換貸付申込みと同時に加入申込みをしてください。

エ 貸付申込み時に加入しなかった場合は、年1回(10月～11月)、だんしんの中途適用に申し込むことができます。

※ 中途適用については、毎年かがやき秋号に詳細記事を掲載します。

なお、だんしんの保険料については、その40%以上を公立学校共済組合が負担しております。借受人にとって大変有利な制度となっておりますので、教育貸付申込時に是非ご加入ください。

9 償還方法

定期償還（毎月償還及びボーナス併用償還）と、償還中に繰上償還（全額繰上償還及び一部繰上償還）をすることができます。

（１）定期償還

	毎月償還	ボーナス併用償還
定期償還	貸付月の翌月から、最終回を除き毎月元利均等額を給料から控除	貸付金額が 100 万円以上で借受人が希望する場合に、毎月償還と併用して最終回を除き毎月元利均等額を 6 月と 12 月の期末勤勉手当から控除（ボーナス償還に充てる額は貸付金額の 2 分の 1 以内で 50 万円単位）
償還回数	各種別の限度の範囲内で、退職までの期間に関係なく希望する回数	毎月償還の償還回数の 6 分の 1 の範囲内で希望する回数
1 回当たりの償還額	他の種別の共済貸付金の償還額を含めて「例月給料」の 10 分の 3 以内	他の種別の共済貸付金の償還額を含めて「例月給料」の 10 分の 6 以内

※ 1 回当たりの償還額の計算は、P. 10 を参照してください。

（２）繰上償還

全額又は一部を繰上償還することができます。

繰上償還	全額繰上償還	一部繰上償還
繰上金額	未償還元利金の全額	【償還方法が毎月償還のみの方】 10 万円以上 【償還方法がボーナス併用償還の方】 20 万円以上とし、その 2 分の 1 以上をボーナス償還に充てること。
受付締切	毎月 10 日（土、日及び祝日の場合は、その前日）締切。ただし、1/9～4/10 を除く。	
払込期限	受付翌月初日に送付する振込依頼書の指定期日（受付締切翌月の 14 日前後）	
提出書類	全額繰上償還申出書	一部繰上償還申出書

10 即時償還となる場合

次の事由に該当した場合は、貸付金の未償還元利金を即時償還していただきます。

（1）組合員の資格を喪失したとき

退職手当が支給される方は退職手当から控除します。控除できなかった金額については、別途送付する振込依頼書により返済していただきます。

なお、人事異動に伴い共済組合が変わる場合は、公立共済の組合員資格を喪失することになりますので、原則として即時償還の対象となります。

（2）貸付規程に違反した事実が明らかになったとき（債務不履行等）

11 償還猶予

育児休業、配偶者同行休業、介護休暇（時間取得を除く。）及び無給休職（傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間は除く。）の承認を受けた場合、申出により償還の猶予ができます。猶予された償還金は、猶予期間が終了した後、定期の償還金額に上乗せして償還します。

また、ボーナス併用償還の場合は、猶予期間が満了した月の直後の 6 月又は 12 月のボーナス支給時からボーナス償還額に償還を猶予したボーナス分の償還額を上乗せして償還します。

< 猶予終了後の償還額 >

毎月償還額＝毎月の定期償還額＋猶予した 1 月分ごとの償還額

ボーナス時の償還額＝ボーナス時の定期償還額＋猶予したボーナス 1 回分の償還額

12 Q&A

番号	質問	回答
1	請求書の金額が123万円ですが、130万の貸付け申込みはできますか？	できません。支払う金額以下で、10万円未満の端数切捨てとなるため貸付額は120万円となります。
2	一般貸付けを既に受けています。申込み時点で未償還元金が65万円あります。今回必要金額は55万円なので、借換え額は120万円になりますが、添付書類は必要でしょうか？	不要です。借換えの場合、送金(振込)額が100万円未満の場合は、添付書類は不要です。 送金額が100万円を超える場合は、添付書類が必要になります。※借換え時の計算方法については、申込説明書P.5「5 借換え(同一種別の貸付け)」を参照してください。
3	支払い後に貸付けを申し込む場合、領収書等の日付は支払日から1か月以内とありますが、具体的には、いつからいつまでの領収書が対象となりますか。	前回申込日の初日から、今回申込日の締切日までです。 例：今回の申込日が6月11日～7月9日の場合は、前回の申込日の初日5月11日から今回の締切日7月9日までの領収書が対象となります。
4	クレジットカード払い、ローンの返済に対して、貸付けはできますか？	借金の返済に該当するため、貸付けはできません。 クレジットカード一回払いは、現金払いに当たらないため、貸付けをすることができませんのでご注意ください。
5	例月給料額とは何ですか。 給料明細のどこに記載されていますか。	給料明細の左側一番上の「給料」の欄の金額です。 公立学校教員の場合は、給料月額+教職調整額+給料の調整額です。行政系職員の場合は、給料表額です。 東京都公立大学法人の年俸制の教員の場合は、(基本給+職務基礎額)/1.25を給料月額とみなします。
6	一般貸付けで150万円、教育貸付けで500万円の未償還元金がある場合、新たに結婚貸付けで80万円の貸付けはできますか？	できません。 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の合計が700万円を超えると、総額規制対象貸付けにより貸付けはできません。700万円以下となる金額を申請してください。
7	退職まで3年しかありません。 償還回数は何回まで設定できますか？	償還回数は、残在籍年数に関係なく償還限度回数まで設定できます。 退職時に未償還金が残っていた場合は、退職手当から全額控除します(引き続き再任用を希望される場合も退職手当から全額控除となります。)
8	繰上償還の申出をしたいのですが、申出書はどこで手に入りますか。	公立学校共済組合東京支部のホームページ「資金を借りる際の手続き」に掲載していますので、ダウンロードしてください。
9	一般貸付けを住宅取得に充てるために借りた場合、住宅借入金等特別控除制度の対象となりますか？	対象となるのは、住宅貸付け申込時に一般貸付けを併せて申し込む場合で、住宅貸付けの資金計画欄のその他欄に一般資金の記載があり、住宅に関する契約金の一部であることが証明できる場合です。 一般貸付けの申込事由欄に「住宅資金に充てるため」と記入してください(償還回数は120回に限りま)。ただし、住宅取得の諸経費に充てた場合は対象になりません。
10	繰上償還を希望していますが、未償還金額がわかりません。	借受人宛てに、貸付決定時に最後まで償還表を送付していますので確認してください。 償還表がお手元にない場合は、借受人から直接、貸付担当までお問合せください。

番号	質問	回答
11	平成 29 年 1 月から、教育等貸付けの対象範囲が拡大したと聞きましたが、その内容について教えてください。	・修学のための引越し代、家賃・下宿（寮）代や通学定期代が対象となりました。 ・民間金融機関等で借りた教育ローンからの借換えができるようになりました。 ・教育、医療及び葬祭貸付けの対象に、兄及び姉が追加されました。
12	教育貸付けで子供の家賃代を借りる場合の条件や添付書類について教えてください。	1 か月分の家賃代の 1 年間分（敷金・礼金等を含む。）までの金額を申し込みできます。P. 3 に記載した添付書類の他に、家賃の金額を確認できる賃貸借契約書等の写しを添付してください。
13	教育貸付けで通学定期代を借りる場合の条件や添付書類について教えてください。	6 か月定期代の金額を基準として 1 年間分の定期代を対象とします。バス代等で 6 か月定券を発行していない場合は、3 か月定期を算定基準とします。P. 3 に記載した添付書類の他に、定期券の写しを添付してください。なお、定期券の購入前に申し込む場合は、金額を確認できる書類を添付し、初回購入時のみ、購入後に定期券の写しを貸付担当まで提出してください。
14	他の金融機関等で借りた教育ローンの借換えを希望します。 借換えの条件と必要な添付書類を教えてください。	1 P. 3 の貸付事由に該当する教育機関に支払う授業料等のために借りたローンが対象です。 例えば、その中に幼・小・中学校の経費が含まれている場合は借換えできません。 2 貸付日現在、在学中であることが条件となります。在学証明書等の書類を添付してください。 3 借換えの残額を確認するため、金融機関等が発行する残高証明書を添付してください。また、借換え前の返済状況を確認するため、直近 3 か月の償還を確認できる書類（通帳等の写し）を添付してください。 4 カードローンからの借換えはできません。
15	奨学金を借りている場合、教育貸付けの借換えはできますか。	借換えは、貸付日に在学中であることが条件となっています。奨学金は卒業後に償還するため借換えできません。
16	在外教育施設への派遣や、配偶者同行休業を取得して海外へ行く際に、臨時に資金が必要となる場合はどのような貸付けを借りることができますか。	海外へ赴任する場合に必要な資金として、 ① 賃貸住宅の費用（1 年間分） ② 車やパソコン等の購入 ③ 子供を海外の学校へ入学させる場合 上記①は、住宅貸付け又は一般貸付けの対象となります。 上記②は、一般貸付けの対象となります。 上記③は授業料等有償であれば、教育貸付け又は一般貸付けの対象となります。
17	貸付け後、すぐに海外へ行ってしまった場合、どのように償還すれば良いのか教えてください。	在外教育施設派遣の場合は、給料から控除します。 配偶者同行休業者の場合は、償還猶予の制度を利用できます。復帰後に例月給与分と猶予した月分の 2 か月分（倍返し）を合わせて控除します。 なお、猶予申出がない場合は、振込依頼書を国内連絡先に送付しますので、国内の金融機関の窓口で振込みをしてください。

参考：一般・教育・医療・結婚・葬祭貸付のモデルケース

- (1) 本表は **1.32%** を適用しています。ただし、貸付金保険料0.06%を含んでいます。
- (2) この表はモデルケースです。表にない種別・金額・回数の償還額は、「賦金率表」を見て計算してください。

一回当たりの償還額＝貸付金額×希望する償還回数の賦金率（円未満四捨五入）

毎月償還 医療は120万円110回まで 一般・結婚・葬祭は200万円120回まで 教育は550万円250回まで

償還 回数	貸付金額											
	50万	70万	90万	100万	120万	150万	180万	200万	300万	400万	500万	550万
30	16,952	23,733	30,514	33,905	40,686	50,857	61,028	67,809	101,714	135,619	169,523	186,476
60	8,616	12,062	15,509	17,232	20,678	25,848	31,017	34,464	51,696	68,928	86,159	94,775
90	5,838	8,173	10,509	11,676	14,012	17,514	21,017	23,353	35,029	46,705	58,381	64,220
100	5,283	7,396	9,509	10,566	12,679	15,848	19,018	21,131	31,697	42,262	52,828	58,111
110	4,828	6,760	8,691	9,657	11,588	14,485	17,383	19,314	28,971	38,628	48,285	53,113
120	4,450	6,230	8,010	8,900	10,680	13,350	16,020	17,800	26,700	35,600	44,500	48,950
150	3,618	5,065	6,512	7,235	8,683	10,853	13,024	14,471	21,706	28,942	36,177	39,795
180	3,063	4,289	5,514	6,127	7,352	9,190	11,028	12,253	18,380	24,507	30,634	33,697
200	2,786	3,901	5,016	5,573	6,687	8,359	10,031	11,146	16,719	22,292	27,864	30,651
240	2,372	3,320	4,269	4,743	5,692	7,115	8,538	9,486	14,229	18,972	23,716	26,087
250	2,289	3,204	4,120	4,577	5,493	6,866	8,239	9,155	13,732	18,309	22,887	25,175

ボーナス併用償還 ※申込み月でなく、貸付月で見てください。(例：5月10日貸付→貸付月は5月)

※ボーナス償還に充てられる額は、申込金額の2分の1以内で50万円単位です。

貸付月	償還 回数	貸付金額					貸付月	償還 回数	貸付金額				
		50万	100万	150万	200万	250万			50万	100万	150万	200万	250万
5月・11月	10	51,550	103,099	154,649	206,199	257,748	2月・8月	10	51,720	103,439	155,159	206,878	258,598
	15	34,928	69,857	104,785	139,714	174,642		15	35,044	70,087	105,131	140,174	175,218
	18	29,390	58,781	88,171	117,562	146,952		18	29,487	58,975	88,462	117,949	147,437
	20	26,622	53,245	79,867	106,489	133,112		20	26,710	53,420	80,130	106,840	133,550
	25	21,642	43,284	64,927	86,569	108,211		25	21,714	43,427	65,141	86,854	108,568
	30	18,325	36,650	54,975	73,301	91,626		30	18,386	36,771	55,157	73,542	91,928
	40	14,186	28,371	42,557	56,742	70,928		40	14,232	28,465	42,697	56,929	71,162
	41	13,883	27,766	41,649	55,533	69,416		41	13,929	27,858	41,787	55,716	69,644
4月・10月	10	51,606	103,213	154,819	206,425	258,032	1月・7月	10	51,776	103,553	155,329	207,105	258,881
	15	34,967	69,934	104,900	139,867	174,834		15	35,082	70,164	105,246	140,328	175,410
	18	29,423	58,845	88,268	117,691	147,114		18	29,520	59,039	88,559	118,078	147,598
	20	26,652	53,303	79,955	106,606	133,258		20	26,739	53,479	80,218	106,957	133,697
	25	21,666	43,332	64,998	86,664	108,330		25	21,737	43,475	65,212	86,949	108,687
	30	18,345	36,691	55,036	73,381	91,727		30	18,406	36,811	55,217	73,623	92,029
	40	14,201	28,402	42,603	56,805	71,006		40	14,248	28,496	42,744	56,992	71,239
	41	13,898	27,797	41,695	55,594	69,492		41	13,944	27,888	41,832	55,777	69,721
3月・9月	10	51,663	103,326	154,989	206,652	258,315	12月・6月	10	51,833	103,666	155,499	207,332	259,165
	15	35,005	70,010	105,016	140,021	175,026		15	35,120	70,241	105,361	140,481	175,602
	18	29,455	58,910	88,365	117,820	147,275		18	29,552	59,104	88,656	118,208	147,759
	20	26,681	53,362	80,042	106,723	133,404		20	26,769	53,537	80,306	107,074	133,843
	25	21,690	43,380	65,069	86,759	108,449		25	21,761	43,522	65,283	87,045	108,806
	30	18,365	36,731	55,096	73,462	91,827		30	18,426	36,852	55,278	73,703	92,129
	40	14,217	28,433	42,650	56,867	71,084		40	14,263	28,527	42,790	57,054	71,317
	41	13,914	27,827	41,741	55,655	69,568		41	13,959	27,919	41,878	55,838	69,797

参考：賦金率表（1.32%）

（1）毎月償還

(例)	申込金額	×	希望する償還回数の賦金率	=	1回あたりの償還額	【1円未満は四捨五入】
	2,000,000	×	(120回) 0.0089000057	=	17,800円 (17800.01)	

賦金率表〔毎月償還〕

年利＝1.32%

月利＝0.1100%

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.0011000000	21	0.0481973496	41	0.0249577878	61	0.0169586044	81	0.01291063	101	0.0104666111
2	0.5008251512	22	0.0460317580	42	0.0243768492	62	0.0166941493	82	0.012760091	102	0.0103695899
3	0.3340669354	23	0.0440544874	43	0.0238229356	63	0.0164380929	83	0.012613181	103	0.0102744546
4	0.2506878779	24	0.0422419978	44	0.0232942045	64	0.0161900414	84	0.012469772	104	0.0101811507
5	0.2006604837	25	0.0405745154	45	0.0227889770	65	0.0159496254	85	0.01232974	105	0.0100896260
6	0.1673089212	26	0.0390353086	46	0.0223057204	66	0.0157164977	86	0.012192967	106	0.0099998300
7	0.1434864053	27	0.0376101246	47	0.0218430321	67	0.0154903321	87	0.01205934	107	0.0099117144
8	0.1256195436	28	0.0362867467	48	0.0213996267	68	0.0152708214	88	0.011928752	108	0.0098252324
9	0.1117231180	29	0.0350546432	49	0.0209743236	69	0.0150576762	89	0.011801102	109	0.0097403390
10	0.1006059977	30	0.0339046866	50	0.0205660366	70	0.0148506237	90	0.01167629	110	0.0096569910
11	0.0915101903	31	0.0328289273	51	0.0201737649	71	0.0146494066	91	0.011554223	111	0.0095751466
12	0.0839303676	32	0.0318204092	52	0.0197965844	72	0.0144537816	92	0.011434812	112	0.0094947655
13	0.0775166870	33	0.0308730195	53	0.0194336409	73	0.0142635190	93	0.011317972	113	0.0094158089
14	0.0720192608	34	0.0299813646	54	0.0190841435	74	0.0140784013	94	0.011203619	114	0.0093382392
15	0.0672548383	35	0.0291406671	55	0.0187473588	75	0.0138982228	95	0.011091676	115	0.0092620203
16	0.0630859811	36	0.0283466807	56	0.0184226057	76	0.0137227885	96	0.010982068	116	0.0091871172
17	0.0594075896	37	0.0275956178	57	0.0181092510	77	0.0135519135	97	0.010874721	117	0.0091134963
18	0.0561379195	38	0.0268840900	58	0.0178067051	78	0.0133854225	98	0.010769567	118	0.0090411249
19	0.0532124358	39	0.0262090558	59	0.0175144183	79	0.0132231491	99	0.01066654	119	0.0089699715
20	0.0505795105	40	0.0255677785	60	0.0172318779	80	0.0130649349	100	0.010565575	120	0.0089000057

（2）ボーナス併用償還（申込金額を毎月償還とボーナス償還に充てる金額に分けてそれぞれ計算する）

(例)	毎月償還に充てる金額	×	希望する償還回数の賦金率 (毎月償還の表を使用)	=	一回あたりの償還額	【1円未満は四捨五入】
	1,000,000円	×	(60回) 0.0172318779	=	17,232円 (17,231.88)	

(例)	ボーナス償還に充てる金額	×	希望する償還回数の賦金率 (ボーナス償還の表で貸付月の数字を使用)	=	一回あたりの償還額	【1円未満は四捨五入】
	1,000,000円	×	(10回) 0.1030993927 (5月貸付け)	=	103,099円 (103,099.39)	

賦金率表〔ボーナス償還〕

年利＝1.32%

半年利＝0.6600%

回数	5・11貸付月	回数	4・10貸付月	回数	3・9貸付月	回数	2・8貸付月	回数	1・7貸付月	回数	12・6貸付月
1	1.0011000000	1	1.0022000000	1	1.0033000000	1	1.0044000000	1	1.0055000000	1	1.0066000000
2	0.5021963819	2	0.5027481910	2	0.5033000000	2	0.5038518090	2	0.5044036181	2	0.5049554271
3	0.3358975747	3	0.3362666561	3	0.3366357374	3	0.3370048188	3	0.3373739001	3	0.3377429815
4	0.2527499702	4	0.2530276897	4	0.2533054092	4	0.2535831287	4	0.2538608481	4	0.2541385676
5	0.2028628467	5	0.2030857507	5	0.2033086546	5	0.2035315586	5	0.2037544625	5	0.2039773664
6	0.1696059637	6	0.1697923253	6	0.1699786868	6	0.1701650484	6	0.1703514100	6	0.1705377715
7	0.1458520752	7	0.1460123362	7	0.1461725972	7	0.1463328582	7	0.1464931192	7	0.1466533802
8	0.1280375582	8	0.1281782448	8	0.1283189313	8	0.1284596179	8	0.1286003044	8	0.1287409910
9	0.1141826222	9	0.1143808050	9	0.1144335479	9	0.1145590108	9	0.1146844737	9	0.1148099365
10	0.1030993927	10	0.1032126774	10	0.1033259622	10	0.1034392469	10	0.1035525316	10	0.1036658163
11	0.0940319499	11	0.0941352714	11	0.0942385929	11	0.0943419143	11	0.0944452358	11	0.0945485573
12	0.0864763469	12	0.0865713664	12	0.0866663858	12	0.0867614053	12	0.0868564247	12	0.0869514442
13	0.0800836976	13	0.0801716929	13	0.0802596882	13	0.0803476834	13	0.0804356787	13	0.0805236740
14	0.0746047976	14	0.0746867727	14	0.0747687478	14	0.0748507229	14	0.0749326980	14	0.0750146731
15	0.0698568970	15	0.0699336551	15	0.0700104133	15	0.0700871715	15	0.0701639296	15	0.0702406878
16	0.0657029333	16	0.0657751271	16	0.0658473209	16	0.0659195147	16	0.0659917085	16	0.0660639024
17	0.0620380941	17	0.0621062610	17	0.0621744279	17	0.0622425948	17	0.0623107617	17	0.0623789287
18	0.0587808585	18	0.0588454464	18	0.0589100343	18	0.0589746222	18	0.0590392101	18	0.0591037980
19	0.0558668681	19	0.0559282541	19	0.0559896401	19	0.0560510262	19	0.0561124122	19	0.0561737982
20	0.0532446360	20	0.0533031407	20	0.0533616455	20	0.0534201502	20	0.0534786550	20	0.0535371597
21	0.0508724824	21	0.0509283806	21	0.0509842788	21	0.0510401771	21	0.0510960753	21	0.0511519736
22	0.0487163056	22	0.0487698346	22	0.0488233637	22	0.0488768927	22	0.0489304218	22	0.0489839508
23	0.0467479347	23	0.0467993009	23	0.0468506671	23	0.0469020333	23	0.0469533996	23	0.0470047658
24	0.0449438938	24	0.0449932778	24	0.0450426617	24	0.0450920457	24	0.0451414297	24	0.0451908136
25	0.0432844634	25	0.0433320240	25	0.0433795846	25	0.0434271452	25	0.0434747058	25	0.0435222664
26	0.0417529575	26	0.0417988353	26	0.0418447131	26	0.0418905909	26	0.0419364687	26	0.0419823465
27	0.0403351623	27	0.0403794822	27	0.0404238021	27	0.0404681221	27	0.0405124420	27	0.0405567619
28	0.0390188943	28	0.0390617680	28	0.0391046416	28	0.0391475152	28	0.0391903888	28	0.0392332625
29	0.0377936508	29	0.0378351782	29	0.0378767055	29	0.0379182328	29	0.0379597602	29	0.0380012875
30	0.0366503292	30	0.0366906003	30	0.0367308714	30	0.0367711424	30	0.0368114135	30	0.0368516845
31	0.0355810016	31	0.0356200976	31	0.0356591937	31	0.0356982898	31	0.0357373859	31	0.0357764820
32	0.0345787308	32	0.0346167256	32	0.0346547204	32	0.0346927152	32	0.0347307101	32	0.0347687049
33	0.0336374209	33	0.0336743814	33	0.0337113419	33	0.0337483024	33	0.0337852629	33	0.0338222234
34	0.0327516928	34	0.0327876801	34	0.0328236673	34	0.0328595646	34	0.0328956419	34	0.0329316292
35	0.0319167823	35	0.0319518522	35	0.0319869221	35	0.0320219920	35	0.0320570619	35	0.0320921317
36	0.0311284546	36	0.0311626583	36	0.0311968620	36	0.0312310656	36	0.0312652693	36	0.0312994730
37	0.0303829326	37	0.0304163171	37	0.0304497016	37	0.0304830861	37	0.0305164707	37	0.0305498552
38	0.0296768369	38	0.0297094456	38	0.0297420542	38	0.0297746629	38	0.0298072715	38	0.0298398802
39	0.0290071346	39	0.0290390074	39	0.0290708802	39	0.0291027530	39	0.0291346258	39	0.0291664986
40	0.0283710962	40	0.0284022701	40	0.0284334440	40	0.0284646179	40	0.0284957918	40	0.0285269658
41	0.0277662583	41	0.0277967676	41	0.0278272770	41	0.0278577863	41	0.0278882956	41	0.0279188049

参考:提出書類チェックリスト

(1) 申込全員が必要なもの

- ☐①貸付申込書(記入例を参考についでください。訂正の場合でも訂正印は不要です。)
- ☐②借入状況等申告書(記入例を参考にして記入してください。)
- ☐③貸付事業における個人情報に関する同意書
- ☐④貸付借用証書(金額の前に¥を記入してください。日付は、記入不要です。)

(2) 必要な添付書類チェックリスト(必要な添付書類一覧については、2ページに掲載しております。)

クレジットカード払いは、現金払いに当たりませんので、公立共済の貸付け対象となりません。
したがって、クレジットカードの利用明細は、添付書類として使用できませんので、ご注意ください。

一般貸付	☐ 貸付金(送金)額が、100 万円以上の場合は、必要額がわかる書類の写しを添付する。 (領収書の場合は、日付は1か月以内のもの。)
教育貸付	☐ 当該年度に必要な金額・振込期限・生徒氏名がわかる教育機関が発行した授業料の振込依頼書 ☐ 在学証明書(原本)又は入学の事実を証明する書類の写し(入学後1か月以内の場合) ☐ 外国の教育機関の場合は、入学許可等及び教育機関の証明書の写しを添付する。
災害貸付	☐ り災証明書の日付は、3か月以内のもの。
医療貸付	☐ 診断書
結婚貸付	☐ 結婚する事実を証明する書類又は婚姻後の場合は、その事実を証明する書類(住民票等)を添付する。 ☐ 添付書類の宛名又は名義人は、組合員又は組合員の子であるか。
葬祭貸付	☐ 死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類を添付 ☐ 必要額がわかる書類を添付(領収書の場合は、日付は1か月以内のもの。) ☐ ①葬儀・法事等を行うことがわかる書類を添付 (法事等が行われるのは、死亡日から2か月以内か。) ②墓地の取得及び墓石の建立の場合は、支払日を確認できる書類の写しを添付。 ☐ 添付書類の宛名又は名義人は、組合員のフルネームを記載する。

※ 特別貸付は、特別貸付の申込書がありますので、ホームページからダウンロードしてください。
この様式は、使えません。